

委託事業主労働保険のしおり

労働保険の申告手続き等についての内容です
ぜひお読みください

労働保険料の申告・納付について……………	1
年度更新手続きの流れ……………	1
「労働保険料算定基礎賃金等の報告」作成上の留意点 ……	2
労働保険対象者の範囲……………	3
「労働保険料算定基礎賃金等の報告」記載例……………	5
「一括有期事業報告書」作成上の留意点 ……	7
「一括有期事業報告書」・「一括有期事業総括表」記載例 ……	9
建設事業にかかる適用事業細目(抜粋) ……	13
労災保険率表……………	15
労務費率表……………	16
雇用保険料……………	17
中小事業主等の特別加入制度について……………	18
労働保険対象賃金の範囲……………	20
宮城県の最低賃金……………	21

宮城労働局総務部 労働保険徴収課

〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎

TEL 022-299-8842

宮城労働局

ホームページ URL <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

労働保険料の申告・納付について

4月1日から翌年3月31日までが保険年度

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者に該当しない者は除きます。）へ支払われる賃金の総額に、その事業に定められた保険率を乗じて算定します。

一般拠出金について

平成19年度労働保険の年度更新時から、石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まりました。「平成30年度も引き続き申告・納付を行います。」

これは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」にかかる救済費用の徴収にあたり、労働保険料の申告・納付制度を活用することが合理的であるという政府の方針に基づくものです。

前年度の精算と新年度の概算申告が年度更新

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ精算するという制度になっており、このことを「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日までの間に手続きを行っていただく必要があります。

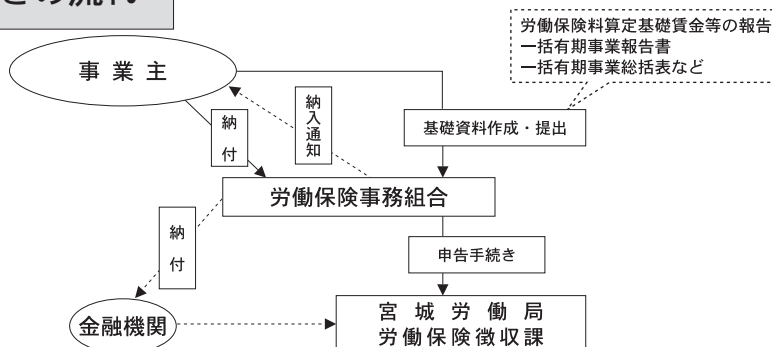
労働保険事務組合委託事業の場合の年度更新

このしおりをお読みになっている事業主のみなさんは、労働保険の諸手続きを労働保険事務組合に委託しておりますので、年度更新手続きは労働保険事務組合が行うことになります。労働保険事務組合が正しい申告・納付を行うためには、事業主のみなさんに、申告にかかる添付書類（「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」や「一括有期事業報告書」など）を正しく作成してもらい、労働保険事務組合に提出していただく必要があります。

委託している労働保険事務組合によって、様式が違います

総合コンピューターシステムを利用している事務組合と利用していない事務組合があり、それぞれ様式が一部異なっています。記載例を参照するにあたっては、労働保険事務組合から指定された様式の欄を利用するようにしてください。また、記載例にない独自様式を使用している場合もありますので、労働保険事務組合の指示に従って記入するようにしてください。

年度更新手続きの流れ



「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」作成上の留意点

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入が必要な事業は、**林業の伐採現場や建設業の現場以外の事業**です。

労働保険料の算定にあたっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切です。次の事項に留意しP 5～6の記入例を参考にしながら作成して、労働保険事務組合に提出してください。

労働者とは

労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される方で、労働の対価としての賃金を支払われている方をいいます。また、労災保険と雇用保険では、労働者性にかかる具体的な取扱いにおいて相違がありますので、P 3～4の表を参照してください。

労災保険と雇用保険の対象賃金は違います

労災保険については、その事業に使用される全ての労働者に支払った賃金総額を算定基礎とし保険料を計算します。また、雇用保険の場合は、学生アルバイト等のように雇用保険の被保険者とならない方を除いた雇用保険の被保険者にかかる賃金総額を算定基礎とし保険料を計算することになっています。

賃金とは

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払う全てのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務付けられているものをいいます。

※注 通勤手当の非課税分も賃金として保険料の算定対象となります。

労働保険料算定基礎となる賃金早見表は、P.20のとおりとなります。

保険料を滞納している委託事業場の方へ

前年度までの労働保険料等を滞納している委託事業場の方は、「賃金等の報告」等の提出に併せて「労働保険等滞納金に関する債務承認書」を労働保険事務組合に提出してください。

様式は宮城労働局ホームページからダウンロードできます。

各種様式ダウンロードページ

宮城労働局ホームページ：ホーム>お役立ち情報>様式>労働保険事務組合

労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、</p> <p>② 31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○ 昼間学生</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合等、ご不明な点は公共職業安定所（ハローワーク）へ別途ご確認ください。</p>
法人の役員（取締役）の取扱い	<p>代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。</p> <p>②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取扱い、原則として被保険者となりません。</p> <p>○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取扱いします。</p> <p>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所（ハローワーク）へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ②31日以上雇用見込みがあること。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません）。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）。

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

※雇用保険マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日以降、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であって、そのうち2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限る。）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上である場合、労働者本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができます。

(1)常用労働者、(3)臨時労働者
 常用労働者には、パートタイマーのうち、雇用保険の被保険者となる者を含めます。
 臨時労働者には、雇用保険の被保険者とならないパートタイマーとアルバイト等の賃金を計上します。

(2)(6)役員で労働者扱いの者
 「役員で労働者扱いの者」にかかる取り扱いは、労災保険と雇用保険とは異なりますのでP3の表を参照の上、判断して下さい。

(11)欄 労災保険の確定賃金総額

令和6年4月から令和7年3月までの間に、全ての労働者（臨時・パート・アルバイト等を含んだ全ての労働者）に対して支払った賃金額（通勤手当・賞与も含む）を月別、労働者別に記入して下さい。

組様式第4号

① 労働保険番号	府県	支庁	管轄	基幹番号	枝番号
04303990060					7
② 雇用保険事業所番号	0403-199999-1				

労働保険料等算定基礎賃金等

③ 事業の名称	いわさき食品(有)	TEL 022
	〒(985-0001)	
④ 事業の所在地	塩釜市新浜町3-18-Δ	
⑤ 事業主の氏名	岩崎 太郎	⑥ 作成者氏名

区分	① 令和6年度確定				合計 (1)+(2)+(3)	
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 <small>(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(1枚目裏面参照))</small>	(3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small>	(4) 合計		
令和6年4月	8人	1,336,600円	1人	360,000円	10人	1,745,800円
5月	8	1,355,460	1	360,000	10	1,766,300
6月	8	1,317,740	1	360,000	10	1,708,900
7月	8	1,352,525	1	360,000	3	1,956,725
8月	8	1,395,425	1	360,000	5	2,149,775
9月	8	1,307,975	1	360,000	1	1,702,625
10月	8	1,296,425	1	360,000	1	1,698,500
11月	9	1,529,225	1	360,000	4	2,145,800
12月	9	1,572,125	1	360,000	5	2,463,425
令和7年1月	9	1,559,750	1	360,000	5	2,329,775
2月	8	1,472,300	1	360,000	1	1,908,200
3月	8	1,388,150	1	360,000	1	1,789,400
賞与等6年8月	8	900,000	1	360,000	1	1,270,000
令和6年12月	9	1,130,000	1	360,000	1	1,500,000
年月						
合計	18,913,700	5,040,000	2,181,525	11	26,135,225円 26,135千円 36,902千円	

令和6年4月から令和7年3月までの内容を記入して下さい。なお、支払日ではなく実績を基準にして記入して下さい。例えば、5月1日～31日を6月10日に払う賃金は「5月」に。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1ヶ月当たり
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

② 令和6年度確定		特別加入者氏名	③ 令和7年度概算		④ 令和7年度
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	
12,000円	4,380,000円	岩崎 太郎	14,000円	5,110,000円	⑤ 常時使用者数 ⑥ 雇用保険被保険者数 ⑦ 支払賃金総額の見込額 ⑧ 賞与等臨時支払賃金の見込額 ⑨ 合計
10,000円	2,737,503円	岩崎 健太	12,000円	4,380,000円	
10,000円	3,650,000円	岩崎 洋子	10,000円	3,650,000円	
⑩ 10,767千円	合計	合計	⑪ 39,275千円	⑫ 13,140千円	⑬ 合計

(12)欄 特別加入者（確定）欄

令和6年度の第一種特別加入者の氏名と給付基礎日額、保険料算定基礎額を記入して下さい。
 保険料算定基礎額は通常、給付基礎日額×365日ですが、中途加入・中途脱退の理由により、12ヶ月未満の加入期間の場合、月割り計算出来ます。
 ※岩崎健太の場合 1ヶ月当たり304,167円×加入期間9ヶ月=2,737,503円

(13)欄 特別加入者（概算欄）

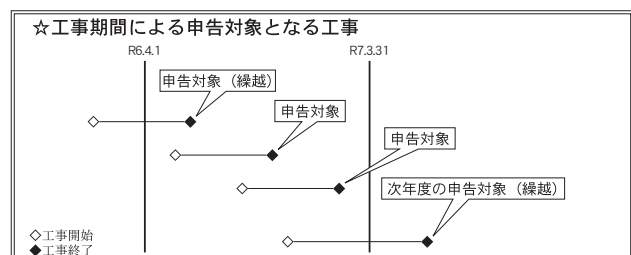
令和7年度も引き続き加入を希望する者、及び令和7年度新規加入希望者の氏名と「希望する給付基礎日額」等を記入して下さい。
 ※給付基礎日額の変更は、前年度の3月2日～3月31日の間または、年度更新時のみ認められているので、年度中途の変更は出来ません。
 また、新年度において災害が発生した後は変更できません。

「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」作成上の留意点

一括有期事業の場合は、
元請工事が申告対象

今回の申告の対象となる工事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した元請工事のうち、消費税を除いた請負金額が1億8千万円未満かつ概算保険料額が160万円未満の工事になります。

※労働保険における「元請」とは依頼者（所有者）が契約の相手方である場合です。



適正な業種に区分する
ことが大切です

建設の事業にかかる労災保険料の算定にあたっては、対象となる元請工事高を工事台帳等から正確に把握し、適正な業種に区分することが大切です。次の事項に留意し、P9~12の記入例を参考にしながら「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」を作成して労働保険事務組合に提出して下さい。また、繰越工事（令和6年3月31日以前に開始した工事）の算入もれがないように注意してください。

業種区分は、事業細目に照らし完成される工作物により判断

建設の事業にかかる労災保険率は、業種によって8つに区分されています。この業種の適用にあたっては、工事内容の如何にかかわらず、事業細目表（P13~14）に照らし完成されるべき工作物によって判断することになっています。また、完成される工作物により難しい場合は、主たる工事、作業内容によって判断することになっています。

一般拠出金について

アスベスト救済法の施行に伴い、「前年度」から引き続いて労災保険の保険関係が成立している事業の事業主は、毎年7月10日までに、保険料の年度更新と合わせて、一般拠出金を納付することになっています。その額は、「前年度」の「賃金総額」に、一般拠出金率を乗じて算出されます。

保険料と一般拠出金（以下「保険料等」といいます。）は、「賃金等の報告」に基づき、「申告書内訳」で同時に計算されます。

一般拠出金率は、1000分の0.02となります。

手書き事務組合の記入例

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

終了日が令和6年4月1日から
令和7年3月31日までのもののみ記載

一括有期事業報告書（建設の事業）

工事の内容が分かるように記載

労働保険番号		府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち1枚目	
04101990065001		04	101	99	0065	001	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額		
35 ○○ <u>邸新築工事</u>	仙台市青葉区 ○○	6年1月10日から 6年8月31日まで	18,000,000			23	4,140,000
35 ○○ <u>邸増改築工事 他2件</u>	仙台市泉区 ○○	6年3月1日から 6年9月10日まで	9,800,000			23	2,254,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	35 建設事業	計	27,800,000			27,800,000	6,394,000

500万円未満の小工事については、取りまとめて記入してよい。

前年度中（保険関係が消滅した日）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7年 6月 ○○日

郵便番号(983-0861)
電話番号(022-299-88△△)

宮城 労働局労働保険特別会計

適用業種が2つ以上ある場合、業種ごとに作成し、総括表に請負金額を転記する

事業主

住所 仙台市宮城野区鉄砲町△

(株)せんだい建設

氏名 早乙女一郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

令和6年4月1日以降とそれ以前が混在する場合はそれぞれ小計を出す

この報告書に記載を必要とする工事は、消費税を除いた請負金額が1億8千万円未満でかつ概算保険料が160万円未満の元請工事。

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

開始日順に記載

労働保険番号		府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち2枚目	
04101990065001		04	101	99	0065	001	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額		
37 ○○ <u>線道路改良工事</u>	石巻市○○	6年3月1日から 6年6月10日まで	86,000,000			24	20,640,000
(令和3年4月1日～ 令和6年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				86,000,000	20,640,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
37 ○○ <u>線防波堤復旧工事</u>	仙台市若林区○○	6年4月20日から 6年8月10日まで	75,000,000			23	17,250,000
37 ○○ <u>川河川改修工事 他2件</u>	名取市○○	6年8月10日から 7年2月28日まで	62,000,000			23	14,260,000
(令和6年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				137,000,000	31,510,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	37. その他の建設事業	計					

令和6年度一括有期事業総括表（建設の事業）

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号	一括有期事業報告書 2 枚添付							
		0	4	1	0	1	9	9	0	0	6	5	0	0	1
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務率	賃金総額	保険料率		保険料額							
						基準料率	引上料率								
31	水力発電施設・すい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの	円	18%	千円	1000分の89	1000分の	円							
		平成30年3月31日以前のもの		19		79									
		令和6年3月31日以前のもの													
		令和6年4月1日以降のもの		19		34									
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16									
		平成30年3月31日以前のもの				11									
		平成30年4月1日以降のもの		19											
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10									
		平成30年3月31日以前のもの				9									
		平成30年4月1日以降のもの		17											
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17									
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5									
		令和6年3月31日以前のもの		24		9									
		令和6年4月1日以降のもの		19											
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13									
		平成30年3月31日以前のもの	27,800,000	23	6,394	11	60,743								
		平成30年4月1日以降のもの			9.5										
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15									
		平成30年3月31日以前のもの		23		12									
		平成30年4月1日以降のもの													
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5									
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5									
		令和6年3月31日以前のもの		38		6									
	その他のもの	令和6年4月1日以降のもの		21		7.5									
		平成27年3月31日以前のもの		22		6.5									
		令和6年3月31日以前のもの		21		6									
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19									
		平成30年3月31日以前のもの		24		17									
		令和6年3月31日以前のもの	86,000,000	24	20,640	15	309,600								
		令和6年4月1日以降のもの	137,000,000	23	31,510		472,650								
合 計															
						② (①を除いた合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)							
						58,544 千円	1000分の0.02	1,170 円							

注1 一括有期事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
 一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律 第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号(983 - 0000)
 電話番号(022 - 299 - 0000)

令和 7 年 6 月 〇〇 日

宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住 所 仙台市宮城野区鉄砲町△

事業主 (株)せんだい建設
 氏 名 早乙女一郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

総コン利用事務組合の記入例

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

終了日が令和6年4月1日から
令和7年3月31日までのもののみ記載

一括有期事業報告書（建設の事業）

工事の内容が分かるように記載

労働保険番号		府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち1枚目	
04101990065001		04	101	99	0065001		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額		
35 ○○ <u>邸新築工事</u>	仙台市青葉区 ○○	6年1月10日から 6年8月31日まで	18,000,000			23	4,140,000
35 ○○ <u>邸増改築工事 他2件</u>	仙台市泉区 ○○	6年3月1日から 6年9月10日まで	9,800,000			23	2,254,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	35 建設事業	計	27,800,000			27,800,000	6,394,000

500万円未満の小工事については、取りまとめて記入してよい。

前年度中（保険関係が消滅した日）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7年 6月 ○○日

郵便番号(983-0861)
電話番号(022-299-88△△)

宮城 労働局労働保険特別会計

適用業種が2つ以上ある場合、業種ごとに作成し、総括表に請負金額を転記する

事業主

住所 仙台市宮城野区鉄砲町△

(株)せんだい建設

氏名 早乙女一郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

令和6年4月1日以降とそれ以前が混在する場合はそれぞれ小計を出す

この報告書に記載を必要とする工事は、消費税を除いた請負金額が1億8千万円未満でかつ概算保険料が160万円未満の元請工事。

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

開始日順に記載

労働保険番号		府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち2枚目	
04101990065001		04	101	99	0065001		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額		
37 ○○ <u>線道路改良工事</u>	石巻市○○	6年3月1日から 6年6月10日まで	86,000,000			24	20,640,000
(令和3年4月1日～ 令和6年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				86,000,000	20,640,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
37 ○○ <u>線防波堤復旧工事</u>	仙台市若林区○○	6年4月20日から 6年8月10日まで	75,000,000			23	17,250,000
37 ○○ <u>川河川改修工事他2件</u>	名取市○○	6年8月10日から 7年2月28日まで	62,000,000			23	14,260,000
(令和6年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				137,000,000	31,510,000
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	37. その他の建設事業	計					

住所 〒983-0861
 仙台市宮城野区鉄砲町△
 事業場名 株式会社せんだい建設
 事業主名 早乙女 一郎 殿

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府	県	所	掌	管	轄	基	幹	番	号
0	4	1	0	1	9	9	0	0	6

 事務組合名 みやぎの建設協会

主たる業種は、総請負高（元請・下請の区別なく）の全体での割合で判断。
 突発的事由により一時的なものであることが明らかである場合、変更の必要なし。

事業場TEL：022-299-88△△

(TEL：022-211-27△△)

業種番号	事業の種類	開始時期	1. 請負金額	労務費率	2. 賃金総額	労災保険率	リット料率	保険料等	3. 一括有期事業報告書	4. 常時使用労働者数	5. 事業の概要	6. 新年度賃金見込額	7. 延納の申請
			円		千円			円	枚	人		千円	年 月 日
31	水力発電施設 ずい道等新設 事業	①							2	2	3718	① 前年度と同額 ② 前年度と変わる	保険料の延期の有無について、○をする
		②											
		③											
		④											
32	道路新設事業	①											
		②											
		③											
		④											
33	舗装工事業	①											
		②											
		③											
		④											
34	鉄道又は軌道 新設事業	①											
		②											
		③											
		④											
35	建設業 建築事業	①											
		②											
		③											
		④											
38	既設建築物設 備工事業	①											
		②											
		③											
		④											
36	機械装置の組 立又は据付 の事業	①											
		②											
		③											
		④											
37	その他の建設 事業	①											
		②											
		③											
		④											
計													
特別加入者													
保険料計													
一般拠出金													

10ページを参考に
業種番号・開始時期
ごとに転記して
ください。

- *1.開始時期
 ① C 平成24年4月1日～平成25年9月30日
 ② B 平成25年10月1日～平成27年3月31日
 ③ A 平成27年4月1日～平成30年3月31日
 ④ 1 平成30年4月1日～

*2.特別加入者・保険料
算定基礎額の計

申告済概算保険料
483,240 円

当該事業の特別加入分を除いた
確定保険料は、
 35建築事業
 ①6,394×11=70,334円
 37その他の建設事業
 ②53,520×17=909,840円の
 合算額である
 980,174円(①+②)

No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額
01	早乙女 一郎	8,000		1,000										
02	早乙女 春子	8,000		0										

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 7 年 6 月 〇〇日 事業主氏名 (株)せんだい建設

宮城 労働局労働保険特別会 歳入徴収官 殿 早乙女 一郎

作成者氏名 早乙女 春子

月割計算となる
場合記入する

脱退する場合、
「0」と記入する

予備欄1	予
1期	
2期	
3期	

建設事業にかかる適用事業細目（抜粋）

業種	事業の種類分類	事業の種類
31	水力発電施設・ずい道等新設事業	略
32	道路新設事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路の新設に関する建設事業及びこれに付帯して行われる事業 ※ 道路の拡張と改修が同じ契約によって行われる場合は、完成される工作物によります。
33	舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路、広場、プラットホーム等の舗装事業 ◆ 砂利散布の事業 ◆ 広場の展圧又は芝張りの事業
34	鉄道又は軌道新設事業	略
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業 ◆ 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 ※ 増改築工事や屋根板金工事も「35」に該当。 ◆ 橋りょう建設事業 ◆ 建築物の新設に伴う設備工事業 ◆ 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 ◆ 送電線路又は配電線路の建設の事業 ◆ 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 ※ 破壊による解体は、「37」に該当。なお、破壊とは、建築物の建築材料が、ほとんど原形をとどめない場合をいいます。 ◇ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設 ◇ 鉄塔の建設 ◇ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設 ◇ 門、へい、さく、庭園等の建設 ◇ 信号機等の建設 ◇ モノレールの建設 ◇ 足場の設置の事業 ◇ 太陽光発電設備装置の設置工事
36	<p>既設建築物設備工事業</p> <p>この分類には、主として既設建築物内部において各種設備工事を行う事業及び室内の塗装、建具の取付けその他の内装工事を行う事業が該当。</p> <p>建築物の新設に伴う内部設備工事業又は内装工事業は、たとえ別発注であっても「35建築事業」に該当。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに付帯して行われる事業 ◇ 電話の設備工事業 ◇ 給水、給湯等の設備工事業 ◇ 衛生、消火等の設備工事業 ◇ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ◇ 工作物の塗装工事 ◇ その他の設備工事業 ◆ 既設建築物内部において主として行われる電気の設備工事業 ◆ 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業

38		<ul style="list-style-type: none"> ※ 主として外部において既設建築物の設備工事を行う事業は「35」に該当。 ※ 既設のボイラー設備に対するパイプの取替え工事等の設備工事も「38」に該当します。
36	<p>機械装置の組立て又は据付けの事業 エレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー、起重機、石油精製装置、パルプ製造装置等の組立て又は据付けを行う事業及びこれに付帯して機械装置の基礎台の建設を行う事業が該当。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 ※ 建築の態様をもって行う、ボイラー装置（本体、附属装置、附属品）の修繕及び部分品の取替えは、これに該当。ただし、既設建築物の内部において行われる、ボイラー装置以外の設備（各室へのパイプの取付け、取替え等）工事は、「38」に該当。 ◆ 索道建設事業
38	その他の建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ えん堤の建設事業 ◆ ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 ◆ 道路の改修、復旧又は維持の事業 ※ 道路の災害復旧工事で、既存の路線及び路幅に復旧するものは、これに該当。 ※ 路面標識等の表示を行う事業は、これに該当。 ◆ 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 ◆ 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 ◆ 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 ◆ 貯水池、鉱毒沈殿池、プール等の建設事業 ※ 地上に構築されるプール等については、「35」に該当。 ◆ 水門、樋門等の建設事業 ◆ 砂防設備（植林のみは除く。）の建設事業 ◆ 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 ◆ 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 ◆ 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業 ◆ 造園の事業 ◆ 地下に構築する各種タンクの建設事業 ◆ 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 ◆ さく井事業 ◆ 工作物の解体事業 ◆ 沈没物の引き揚げ事業 ◆ その他 ◇ 除雪の作業 ◇ 道路の維持管理を目的とした除草・草刈作業等 ◇ 道路以外のよう壁の建設事業

労 災 保 険 率

(令和6年4月1日改定)

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	労災保険率
			新
林業 漁業	02・03	林業	52/1,000
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11/1,000
33		舗装工事業	9/1,000
34		鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
38		既設建築物設備工事業	12/1,000
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
37		その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
船舶所有者の事業	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000

労 務 費 率

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のよう
に改定します。

(令和6年4月1日改定)

業種 番号	事業の種類		工事開始日が 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日のもの		工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～のもの	
			労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業		19%	1,000分の 79	19%	1,000分の 62	19%	1,000分の 34
32	道路新設事業		20	11	19	11	19	11
33	ほ装工事業		18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 (既存建築物設備工事業を除く。)		23	11	23	9.5	23	9.5
38	既存建築物設備工事業		23	15	23	12	23	12
36	機械装置 の組立て 又は据付 けの事業	組立て又は取付 けに関するもの	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの	22		21		21	
37	その他の建設事業		24	17	24	15	23	15

※建設の事業の場合は工事の開始時期の保険率を使用します。

雇用保険料

1. 令和6年度の雇用保険料率

事業の種類	令和6年度（確定保険料の計算に使用）		
	①	②	①+②
	被保険者負担率	事業主負担率	雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

2. 令和7年度の雇用保険料

負担者 事業の種類	① 労働者負担率 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

中小事業主等の特別加入制度について

労災保険は「労働者」の業務災害及び通勤災害に対する保護を本来の目的とする制度ですから事業主等は保険給付の対象とならない保険です。しかし中小事業の事業主等は、その業務の実態や災害発生状況などからみて労働者に準じて保護するにふさわしい方々があり、この方々に対して労災保険本来の建前を損なわない範囲で労災への任意加入の途を開いたのが、特別加入制度です。

しかしながら、特別加入された方が被災した場合、一般労働者と全く同じ水準で労災保険から補償されるというのではなく、その災害が保険給付の対象となるか否かの判断基準や保険給付における基準について、一般労働者とは一部異なっております。

一般労働者と特別加入者との判断基準等にかかる相違点等をいくつか掲載しましたので、既に特別加入の承認を受けている事業主のみなさん、これから特別加入の承認を受けようとしている事業主のみなさんにおかれましては、よくご理解して頂きますようお願いいたします。

特別加入者であるための最低条件は、暦日で年間100日以上雇用

中小事業主等の特別加入は、労働者を常時使用する事業における、事業主や労働者以外で事業に従事する方（事業主の家族従事者や事業主以外の役員等）を対象にしています。「労働者を常時使用している」の定義は、年間100日以上（暦日）にわたり労働者を使用していることが最低条件です。特別加入の承認を受けていても、労働者を使用しなくなった等の理由で、この条件を満たさなくなった場合は、保険給付の対象にはなりません。

特別加入者の適用単位は事業（保険関係）単位

労災保険は、事業単位ごとに保険関係を成立させる原則になっていますので、一つの事業場で複数の保険関係を成立させなければならないケースも出てきます（例として、建設業の現場と事務所など）。特別加入の適用単位も同様に事業（保険関係）単位となっていますので、全ての業務について補償の対象としたい場合は、それぞれの事業（保険関係）ごとに特別加入申請をし、政府の承認を得なければなりません。

特別加入する場合の事業主の加入は？

事業主（法人の場合には代表者をいいます。）は家族従事者又は役員などで事業に従事する方（以下「役員等」といいます。）と包括して加入しなければなりません。が、就業の実態がない事業主（病気療養中、高齢、事業主本来の業務のみ等）については、役員等のみを特別加入者とすることができます。

特別加入者の業務上外の認定は？

中小事業主等特別加入者の業務上外の認定は、特別加入申請書に記載された“業務又は作業の内容”を基礎として行われます。特別加入申請書の業務内容欄に記載された所定労働時間内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに附随する行為、労働者の時間外労働に応じて就業する場合等に該当する場合、業務遂行性が認められ保険給付を受けることになります。

事業主本来の業務は補償の対象外

中小事業主等特別加入者の保険給付の対象となる業務は、あくまでも労働者が行う業務に準じた業務に限られています。したがって、事業主の立場において行う役員会議、事業主団体等の会議への出席、資金繰り等を目的とした得意先の接待等については、業務遂行性が認められませんので、保険給付の対象外となります。

特別加入申請書記載の業務内容と違った業務による災害は補償されない

特別加入の申請に係る業務内容と実際に災害の発生した業務内容が全く違う場合は、「特別加入の申請に係る事業のためにする行為」には該当しないため、保険給付はおこなわれません。

したがって、特別加入承認後に業務内容の変更があった場合は、速やかに労働保険事務組合を通して変更の手続きが必要となります。

労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	労働協約・就業規則等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない(※1)	出張旅費 宿泊費 赴任手当	実費弁償と考えられるもの
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当(※2)	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金など)
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	住宅貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定(休業協定)等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		
社会保険適用 促進手当	短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業者が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの		

(※1) 在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅―企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

(※2) 就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	時間額	効力発生日
	973 円	令和6年 10月1日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 <small>業種は日本標準産業分類による。</small>	時間額	適用除外労働者 <small>（この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。）</small>	効力発生日
鉄鋼業 <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</small>	1,059 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和6年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	1,012 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 <small>注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません</small>	令和6年 12月15日
自動車小売業 <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) <small>注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用</small></small>	1,036 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和6年 12月15日

※「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等 (5)時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9072 大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365 瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局労働保険徴収課・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

宮城労働局	所在地	〒	電話番号	担当業務
総務部 労働保険徴収課	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 7F	983-8585	022-299-8842 FAX 022-299-8836	労働保険の適用・徴収、特別加入に関すること。
労働基準部 労災補償課	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 8F	983-8585	022-299-8843	労災保険の給付に関すること。
職業安定部 職業安定課	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 2F	983-8585	022-299-8061	雇用保険の適用・給付に関すること。

監督署名称	所在地	〒	電話番号	管轄区域
仙 台	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 1F	983-8507	022-299-9074	仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、 富谷市、亶理郡、宮城郡
石 巻	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎 2F	986-0832	0225-22-3484	石巻市、東松島市、牡鹿郡、気仙沼市、 本吉郡
古 川	大崎市古川駅南2-9-47	989-6161	0229-22-2112	大崎市、加美郡、遠田郡、 黒川郡
大 河 原	柴田郡大河原町字新東24-25	989-1246	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、 伊具郡
瀬 峰	栗原市瀬峰下田50-8	989-4521	0228-38-3131	栗原市、登米市

雇用保険の適用・給付については、下記の管轄公共職業安定所へお問い合わせください。

安定所名称	所在地	〒	電話番号	管轄区域
仙 台	仙台市宮城野区溜岡4-2-3 仙台MTビル3F・5F	983-0852	022-299-8811	仙台市、名取市、岩沼市、亶理郡
大和出張所	黒川郡大和町吉岡南2-3-15	981-3626	022-345-2350	富谷市、 黒川郡のうち大和町、大衡村
石 巻	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎 1F	986-0832	0225-95-0158	石巻市、東松島市、牡鹿郡
塩 釜	塩釜市港町1-4-1 マリゲート塩釜 3F	985-0001	022-362-3361	塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち 大郷町、宮城郡
古 川	大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎 1F	989-6143	0229-22-2305	大崎市、加美郡、遠田郡
大 河 原	柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ(Orga) 1F	989-1201	0224-53-1042	角田市、柴田郡、伊具郡
白石出張所	白石市字銚子ヶ森37-8	989-0229	0224-25-3107	白石市、刈田郡
築 館	栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎 1F	987-2252	0228-22-2531	栗原市
迫	登米市迫町佐沼字内町42-10	987-0511	0220-22-8609	登米市
気 仙 沼	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2F	988-0077	0226-24-1716	気仙沼市、本吉郡